

那須塩原市議会業務継続計画
【議会BCP】

那須塩原市議会

【目次】

1	計画の目的	3
2	議会BCPの発動	3
(1)	発動の対象とする災害	3
(2)	発動の決定	3
3	災害時に議会及び議員等が果たすべき役割	4
(1)	議会の役割	4
(2)	議員の役割	4
(3)	議会事務局の役割	4
4	災害（議会BCP）対応組織	5
(1)	那須塩原市議会災害対策本部	5
(2)	設置及び解散の時期	6
(3)	設置場所	6
(4)	参集対象者	6
(5)	議員の参集時の留意点	6
5	議会BCP発動時における連絡体制	7
(1)	本部から議員への情報伝達体制	7
(2)	議員から本部への連絡体制	7
(3)	その他	7
6	議会BCP発動前における業務継続体制	8
(1)	議会事務局職員の初動対応	8
7	議会BCP発動時の市対策本部との連携	9
8	議会BCP発動時の議員及び議会事務局の行動基準	10
(1)	議員の行動基準	10
(2)	議会事務局の行動基準	10
9	議会BCP発動時の議員等のケース別行動	12
(1)	初動期（議会BCP発動時からおおむね3日）	12
(2)	応急期（4日から7日）	13
(3)	復旧及び復興期（8日から1ヶ月）	13
10	議会BCPを効果的に運用するための環境整備	14
(1)	通信の手段	14
(2)	議場・会議室の確保	14
(3)	備蓄品などの準備	14
11	議会の防災訓練	15
12	議会BCPの運用	15

【資料編】

※添付資料

・災害用伝言ダイヤル（171）の使用方法	16
・議員（事務局職員）安否確認表（様式第1号）	17
・被害等状況報告書（様式第2号）	18
・議会对応等経過記録表（様式第3号）	19

1 計画の目的

那須塩原市議会は、平成26年6月に「那須塩原市議会災害対策本部設置要綱」を制定し、市内に災害が発生したときには、議会と那須塩原市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが安全を確保しつつ、迅速かつ適切な対応を図るための組織をつくりました。

今回、「那須塩原市議会業務継続計画」（以下「議会BCP」という。）を策定し、二元代表制の一翼を担う議会が、市民代表機関・議決機関として市対策本部と連携し、市民の安全確保、被害防止拡大、災害復旧、議会機能の維持・回復を図るための体制を整備するとともに、具体的な行動基準を定めることで、災害時において更に迅速かつ適切な行動を起こすことができるようにするものです。

2 議会BCPの発動

（1）発動の対象とする災害

市対策本部が設置された場合であって、次の表のいずれかに該当するときに標準として議長が発動を判断するものとします。

地震	震度6弱以上の地震が発生したとき。
水害	市内における24時間の連続雨量が200ミリを超えると見込まれるとき。
火災	市内に大規模火災（死傷者が予想）が発生したとき。
噴火	噴火警報（那須岳噴火警戒レベル4若しくは5又は高原山居住地域嚴重警戒）が発表されたとき。
その他	① 市内に災害救助法が適用されたとき。 ② その他災害により大規模な被害が予想される時。 ③ 執行機関が「Ⅲ 非常体制」としたとき。 ④ 原子力災害、新型インフルエンザなどの感染症、テロ行為などにより大規模な被害が発生し、市民に広範な影響が発生すると見込まれるとき。

（2）発動の決定

- ①議会BCPの発動は、議長が行います。
- ②議長が発動の決定を行うことが困難な場合は代理者が行います。
(発動後の役割についても、議長が行うことが困難な場合は、代理者が行います。)

《代理者の順位》

- ① 副議長 → ②議会運営委員長 → ③総務企画常任委員長 →
- ④ 福祉教育常任委員長 → ⑤建設経済常任委員長

3 災害時に議会及び議員等が果たすべき役割

(1) 議会の役割

- ・ 議会は、地方公共団体の議決機関として、予算、決算、条例、重要な契約などの審議において、執行機関の事務執行状況をチェック・評価し、また、市の重要な政策形成過程において市民の代表者として市民ニーズを反映するなど、極めて重要な役割を担っています。
- ・ このような役割は、大規模な災害が発生した非常事態においても継続して果たすべきものであり、必要に応じて審議等が行えるよう体制を整えておく必要があります。
- ・ さらに、市民の代表者として、執行機関による災害時の初動期から復旧及び復興期の各段階で、被災者のニーズを的確に反映した対応等について意見の申出等を行う責務を有しています。

(2) 議員の役割

- ・ 議員は、議会が議決機関としての基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を果たすことが基本です。
- ・ 議員は、議会機能を維持するという基本的な役割を十分に認識しつつ、災害発生時には、地域の一員として、地域の救援・救護活動などに協力する役割も担います。

(3) 議会事務局の役割

- ・ 議会事務局は、議会BCPが発動されたとき（大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合であって、議会BCPの発動が見込まれるときを含む。）は、議会がその機能を維持するために必要な準備や対応等に当たります。

4 災害（議会BCP）対応組織

（1）那須塩原市議会災害対策本部

- ① 市内で災害が発生したときには、市対策本部と連携し、災害対策活動を支援するため那須塩原市議会災害対策本部（以下「本部」という。）を設置します。

役職	本部の役職	主な任務
議長	本部長	本部の統括（本部会議の進行） 本部役員及び本部員の招集
副議長	副本部長	本部長の補佐 本部長に事故あるときの職務代理
常任委員長 議会運営委員長 会派代表者	本部役員	本部長及び副本部長の補佐 本部の任務
上記以外の議員	本部員	本部の任務

【本部の任務】（那須塩原市議会災害対策本部設置要綱第4条）

- （1） 議員の安否等の確認を行うこと。
- （2） 市対策本部から災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行うこと。
- （3） 災害情報の収集及び整理を行い、市対策本部に提供すること。
- （4） 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- （5） 必要に応じて、国及び県等への要望を行うこと。
- （6） その他本部長が必要と認める事項に関する事。

- ② 那須塩原市議会災害対策本部設置要綱第4条に規定された本部の任務のほか、次の事項についての事前調整の場とします。

- ア. 議員の参集範囲に関する事。
- イ. 本会議、委員会の開催等に関する事。
- ウ. 本会議、委員会の協議事項に関する事。
- エ. 行政視察等の実施等に関する事。
- オ. その他の議会活動の実施等に関する事。

(2) 設置及び解散の時期

- ① 市対策本部の設置後、速やかに議長が本部の設置を判断、決定します。
- ② 市対策本部の解散その他の事情を考慮し、議長が本部を解散します。

(3) 設置場所

- ① 本部は、本庁舎4階議長室に設置します。
- ② 議長は、必要に応じて設置場所を別に指定します。

(4) 参集対象者

- ①議長は、必要に応じて、必要な議員の参集を指示し、役員会又は全体会を開催します。
【役員会】本部長、副本部長及び本部役員
【全体会】本部長、副本部長、本部役員及び本部員（全議員）
- ②議長は、必要に応じて、議会事務局職員の参集範囲を指定し、本部の運営に当たらせるものとします。その他、市災害応急対策計画初動体制に基づき、Ⅲ体制となった場合は、全職員が参集するものとします。
- ③議長は、災害の状況等を踏まえ、参集に代え、オンライン会議を活用するものとします。

(5) 議員の参集時の留意点

- ①本部から参集指示があった場合には、自身と家族の安全を確保し、速やかに本部に参集します。
- ②自身や家族の被災により参集できない場合は、被災への対応後に参集します。
なお、参集できない場合は、その旨を本部に報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておきます。

参集手段	服装	携帯品
自動車の場合は、道路状況等を踏まえ、安全を最優先に、必要な交通手段で参集	作業服、ヘルメット、防災靴の着用を基本に、自身の安全を確保できる服装（※冬季は防寒対策）	携帯電話、筆記用具、飲料水、食料、軍手、マスク、着替えなど

5 議会BCP発動時における連絡体制

(1) 本部から議員への情報伝達体制

- ①議会BCPを発動したときは、全議員宛てサイボウズにより連絡します。
- ②通信障害等によりサイボウズが活用できない場合には、メール、SNS、FAX、災害伝言ダイヤル「171」（基本操作方法は別紙を参照）等あらゆる通信手段を活用します。

(2) 議員から本部への連絡体制

- ①議員は、災害時においてサイボウズによる連絡ができない場合は、議会事務局にその他の通信手段を連絡しなければなりません。
- ②議員は、本部長又は事務局から安否確認の連絡があったときは、サイボウズ（又はその他の通信手段）により、自らの安否、居所及び連絡先を本部に連絡しなければなりません。
- ③電話やメール等の使用が制限される場合は、FAX、災害伝言ダイヤル等あらゆる通信手段を活用します。

《本部（議会事務局）》

電話 0287-62-7181

FAX 0287-62-5378

[メールアドレス gikai@city.nasushiobara.lg.jp](mailto:gikai@city.nasushiobara.lg.jp)

(3) その他

- ①議員は、「みるメール」その他の情報媒体を活用し、情報の把握に努めなければなりません。
- ②議員は、災害時においてサイボウズによる連絡を頻繁に確認し、安否確認や参集指示があった場合には、迅速に対応するものとします。

6 議会BCP発動前における業務継続体制

(1) 議会事務局職員の初動対応

- ・議会事務局職員は、地震など突発的な災害が発生した場合で議会BCPが発動されたとき（発動が想定される場合を含む。）は、次に掲げる「初動対応」のうち災害状況に応じ、必要な対応にあたります。

①勤務時間内に災害が発生した場合

- ア. 自身の安全確保
- イ. 来庁している議員等の避難誘導等
- ウ. 来庁していない議員の安否確認、自身の家族の安否確認
- エ. 本部の設置、運営準備対応

②勤務時間外に災害が発生した場合

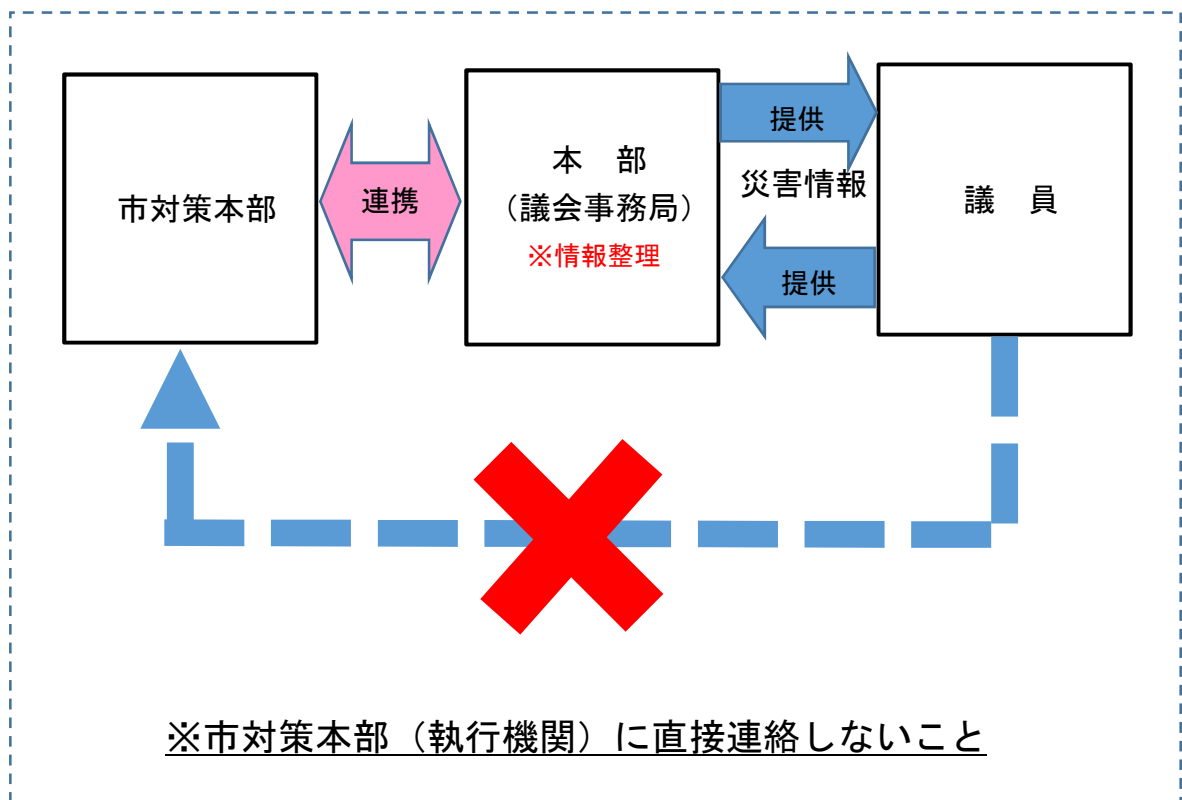
- ア. 自身と家族の安否及び住居等の被災状況の確認
- イ. 議長及び副議長の安否及び住居等の被災状況の確認
- ウ. 事務局職員及び住居等の被災状況の確認
- エ. 市役所への参集
- オ. 議員及び住居等の被災状況の確認
- カ. 本部の設置、運営準備対応

【事務局職員による初動対応の例】

- 自身の安全確保
- 議員、傍聴者その他の来庁者の避難誘導及び安全確保
- 議長室及び議会事務局室の被害状況確認及び執務場所の確保
- 電気、水道等のライフラインの確認
- 議会事務局のPC、電話等の通信機器の稼働確認
- 議員の安否確認
- 自身の家族の安全確認
- 事務局職員の安否確認
- 議長への議会BCP発動の有無の確認、調整
- 議員及び事務局職員に議会BCP発動の有無の連絡
- 市対策本部との連絡体制の確保
- 災害情報の収集、整理、全議員への提供
- 議場や委員会室の被害状況確認及び会議場所の確保
- 議場や委員会室の録音機器等の稼働確認
- 本部会議の運営準備

7 議会BCP発動時の市対策本部との連携

- ・災害発生時に災害対応活動に主体的に当たるのは執行機関であり、議会が直接的な役割を果たすわけではなく、議決機関としての役割を踏まえて対応することが基本となります。
- ・特に災害時の初動期において、執行機関は、職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走する状況が想定されるため、情報収集及び要請行動については、執行機関が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮し、「議員」が個人としてそれぞれ行うのではなく、「議会」として集約し、情報や要請内容の緊急性等を見極めた上で行います。



8 議会BCP発動時の議員及び議会事務局の行動基準

(1) 議員の行動基準

- ①議員は、災害時においてサイボウズによる連絡ができない場合は、議会事務局にその他の通信手段を連絡します。
- ②議員は、本部長又は事務局から安否確認の連絡があったときは、サイボウズ（又はその他の通信手段）により、自らの安否、居所、連絡場所を本部に連絡し、連絡体制を確立します。
- ③議員は、本部及び市対策本部からサイボウズ、みるメールその他の手段により情報の提供を受けます。
- ③議員は、本部から参集指示があったときは、本部の活動に従事します。
- ④議員は、本部から参集指示があった場合において参集が不可能なときは、その旨を本部に報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておきます。
- ⑤参集途上、被災者の救護・救命が必要となった場合には、当該救援活動を優先します。この場合、直ちに本部に報告します。
- ⑥参集途上、参集に支障のない可能な範囲で災害情報を収集します。
- ⑦議員は、地震や雨が止み、被災のおそれが解消されたときは、地域の状況を踏まえ、次に掲げる活動を行います。
 - ア. 各地区における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて本部に報告します。
 - イ. 各地域における活動に協力します。
 - ウ. 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行います。

(2) 議会事務局の行動基準

- ①事務局職員は、議会BCPが発動したときは、速やかに本部の業務に従事します。
- ②事務局職員は、勤務時間外に議会BCPが発動し、参集を指示されたときは、速やかに本部に参集します。
- ③事務局職員は、来庁者の避難誘導等を行います。
- ④事務局職員は、必要に応じて議員及び議会事務局職員の安否状況の取りまとめを行います。（様式第1号）
- ⑤事務局職員は、市役所本庁舎4階議会フロアの被災状況を確認します。
- ⑥事務局職員は、本部会議の開催準備を行います。
- ⑦事務局長は、市対策本部会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、本部に情報提供します。
- ⑧災害関係情報を収集及び整理します。（様式第2号）
- ⑨議会フロアの被災状況により、会議場所を確保します。
- ⑩議会BCPが発動してから本部業務が終了するまでの議会对応等の経過を記

録します。(様式第3号)

9 議会BCP発動時の議員等のケース別行動

(1) 初動期（議会BCP発動時からおおむね3日）

① 会議の開催が予定されている場合

ア. 議会BCPの発動が想定される場合（台風の接近、大雨に関する気象警報の発令等）は、予定されている会議の開催中止や日程変更を検討します。

② 本会議、議員全員協議会その他全議員が参加して行う会議（以下「本会議等」という。）が開催中の場合

ア. 議長は、直ちに本会議等を休憩するとともに、出席者及び傍聴人の安全を確保します。

イ. 議長は、災害の状況により、その日の本会議等を閉じることができます。この場合において、延会等を行う必要がある場合は、当該議決を経なければなりません。

ウ. 議長は、必要に応じて議員を待機させます。

エ. 議長は、速やかに議会BCPの発動を判断、決定します。

オ. 議員は、自身の安全を確保し、本部の指示に従って行動します。

③ 委員会が開催中の場合

ア. 委員長は、直ちに委員会を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保します。

イ. 委員長は、災害の状況により、その日の委員会を閉じることができます。

ウ. 委員長は、本部に委員会の被災状況を報告します。

エ. 議長は、速やかに議会BCPの発動を判断、決定します。

オ. 議員は、自身の安全を確保し、本部の指示に従って行動します。

④ 本会議等及び委員会が開かれていない場合及び議員が登庁していない場合

ア. 議員は、自身や家族等の安全を確認したうえで、サイボウズによる連絡が可能かどうか確認し、サイボウズによる通信ができない場合は議会事務局にその他の通信手段を連絡します。

イ. 議員は、本部からの指示があるまで、議会BCPに基づき個人の判断により行動します。

ウ. 議員は、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導等にできる限り協力します。

エ. 議長は、速やかに議会BCPの発動を判断、決定します。

オ. 本部は、速やかに議会BCPの発動を全議員に連絡します。

カ. 議員は、安否状況の照会があったときは、速やかに自らの安否、居所、連絡場所を本部に連絡し、連絡体制を確立します。

キ. 本部から参集指示があったときは、速やかに参集します。

⑤ 委員会又は会派による視察（出張）を行っている場合

- ア. 議会BCP発動後、視察団の責任者（委員長又は代表者）は、速やかに視察を終了し、帰市（市内視察にあっては帰庁）します。
- イ. 応急期、復旧及び復興期についても同様とします。

⑥ 議長等の出張

- ア. 原則として、上記⑤と同様の対応とします。
- イ. 議長が出張しているときは、帰市又は帰庁するまでの間、副議長が議長の職務を行います。
- ウ. 議長が任務を行うことが困難な場合は代理者（代理者の順序は、P. 3参照）が行います。

⑦ 本部会議の開催

- ア. 議長は、必要に応じて本部会議の役員会又は全体会を招集します。会議の開催に当たっては、災害の状況等を踏まえ、オンライン会議の活用を検討します。
- イ. 本部は、会議を開催したときは、全議員にサイボウズその他の方法を用いて周知します。

（２） 応急期（４日から７日）

- ① 本部は、議員から提供された地域の災害情報を整理し、市対策本部へ提供します。
- ② 本部は、市対策本部から提供された災害情報を必要に応じて全議員に提供します。
- ③ 本部は、臨時会議の開催など、今後の取組や日程について検討を行います。
- ④ 本部は、その他必要な対応を検討し、本部員に指示します。

（３） 復旧及び復興期（８日から１ヶ月）

- ① 本部は、市対策本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じて市対策本部から被災や復旧の状況及び今後の災害対応等について説明を求めます。
- ② 本部は、市対策本部から提供された災害情報を必要に応じて全議員に提供します。
- ③ 本部は、災害対策及びその必要経費等を速やかに審議するため、臨時会議等の開催について検討します。
- ④ 本部は、迅速な復旧及び復興の実現に向け、必要に応じて国、県その他の関係機関に対して、要望活動を行います。
- ⑤ 本部は、市民の意見、要望等を踏まえながら、復旧及び復興が迅速に進むよう、市対策本部に対して、必要に応じて提案、提言、要望等を行います。

10 議会BCPを効果的に運用するための環境確保

(1) 通信の手段

- ① 通信の手段は、サイボウズによることを原則とします。
- ② 通信障害等によりサイボウズが活用できない場合には、メール、SNS、FAX、災害伝言ダイヤル等あらゆる通信手段を活用します。

(2) 議場・会議室の確保

- ① 議会フロアのある本庁舎（4階）は、昭和58年に建築され老朽化が進んでいるほか、東日本大震災によるダメージを受けていることから、大規模な地震が発生した場合には、会議室が確保できないおそれがあります。
- ② 根本的な課題の解消には、新庁舎建設が必要となるため、今後、新庁舎建設に係る設計業務が進められる中で検討すべき課題です。

(3) 備蓄品などの準備

- ① 備蓄品は、3日間の非常用食料・飲料水を備蓄するのが基本的な考えとされ、那須塩原市地域防災計画では、3日分相当の食料、飲料水等の確保が推奨されています。
- ② 議員と議会事務局職員を対象とした食料などの備蓄品は確保されていないことから、議員と議会事務局職員の食料は、各自最低限のものを自宅から持参することを原則とします。

1 1 議会の防災訓練

- ① 議会BCPの策定を踏まえ、災害発生時における議会と議会事務局の体制や行動基準、災害時応急業務の内容などを検証・点検し、実効性のあるものとしていくことが必要です。
- ② 併せて、災害に対する危機意識を高める観点から、議員と議会事務局職員を対象とした防災訓練（机上訓練・図上演習などを含む。）を計画的に実施する必要があります。

1 2 議会BCPの運用

- ① 議会BCPに基づく必要資源の確保や防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させ、当該計画を着実にレベルアップさせていく必要があります。
- ② 防災上の重要課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを当該計画に反映させる必要があることから、必要の都度、議会BCPの適宜改正、見直しを行います。
- ③ 議会BCPの見直しは、役員会を中心に行うものとします。

■災害用伝言ダイヤル（171）の使用方法

（１）伝言の録音方法

電話で録音	インターネットで登録
① 「171」をダイヤル ↓ ② 録音は「1」を入力 ↓ ③ 「0287-62-7181」 （議会事務局直通電話）を入力 ↓ ④ 伝言（30秒以内） ↓ ⑤ 「1」を入力 ↓ ⑥ メッセージを録音 ↓ ⑦ 「9」で終了	① 「 http://www.web171.jp 」にアクセス ↓ ② 利用規約に「同意」 ↓ ③ 「0287-62-7181」 （議会事務局直通電話）を入力 ↓ ④ メッセージを入力 ↓ ⑤ 伝言の登録

（２）伝言の再生方法

電話で確認	インターネットで確認
① 「171」をダイヤル ↓ ② 再生は「2」を入力 ↓ ③ 「0287-62-7181」 （議会事務局直通電話）を入力 ↓ ④ 「1」で伝言の再生開始 ↓ ⑤ 繰り返し再生は「8」を入力 次の伝言の再生は「9」を入力 ↓ ⑥ 再生後のメッセージ録音は「3」入力	① 「 http://www.web171.jp 」にアクセス ↓ ② 利用規約に「同意」 ↓ ③ 「0287-62-7181」 （議会事務局直通電話）を入力 ↓ ④ 伝言の確認 ↓ ⑤ 返信の伝言の登録

■議員（事務局職員）安否確認表

確認日時	月 日 時 分	議員氏名 (職員氏名)	
確認者名		議員住所 (職員住所)	
安否 状況	議員本人	被災	有 > 重体・重症・軽症・その他 ()
			無
	議員の家族	被災	有 > 重体・重症・軽症・その他 ()
			無
所在地	市内	自宅 ・ 自宅外 ()	
	市外	場所 ()	
居宅の 状況	被害	有 > 全壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水・ その他 ()	
		無	
参集の 可否	可 ・ 否	参集可能な時期	
連絡先	(議員と連絡がとれない場合は、家族の連絡先を記入)		
その他	(地域の被災状況等)		

■被害等状況報告書

情報内容

至急・通常

報告者		受信日時	
連絡方法		受信者	

被害等発生場所 (避難所等を含む)	(住所や地区、最寄りの公共施設等を具体的に記載)
確認日時	月 日 時 分
被害状況等	(死者、負傷者等の人数など)
	(建物やインフラ被害の件数など)
応急対策の状況	(議員と連絡がとれない場合は、家族の連絡先を記入)
必要と思われる 対策・措置	
その他	(地域の被災状況等)

■ 議会对応等経過記録表

月日	時間	対応業務等の内容